

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

令和元年5月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800088号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900001号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月13日の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

平成17年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

私は、勤務していたA社から、平成17年7月に賞与を受け取った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象にならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間について、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる支給日から、平成17年7月13日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額から、37万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 13 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 3 月 27 日に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 17 年 7 月 13 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800093号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900001号

## 第1 結論

昭和50年10月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年10月から昭和51年3月まで

私は、請求期間の国民年金保険料6,600円をA金融機関で納付したが、国の記録では、請求期間の保険料が未納とされている。請求期間について、保険料の納付書・領収証書を所持しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、請求期間に係る納付書・領収証書(以下「領収証書」という。)を所持しているところ、当該領収証書によると、請求期間の保険料については、保険料の徴収権が時効により消滅した日の後の昭和53年8月10日に納付されていることが確認できる。

また、日本年金機構が保管する還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストにより、請求期間の国民年金保険料6,600円については、「時効消滅」を還付事由として、昭和54年1月30日に還付決定され、同年5月2日に還付されていることが確認できるとともに、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿において、備考欄に「還付請求済 昭和54年2月21日」と記載されており、これらの事務処理に不自然な点は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。